

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成25年6月14日提出
【発行者名】	アムンディ・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 ニコラ・ソヴァーヂュ
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【事務連絡者氏名】	横田 陽子
【電話番号】	03-3593-5928
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	アムンディ・アラブ株式ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	継続募集額 上限 3,000億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1. 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年1月15日付にて提出いたしました有価証券届出書（以下「原届出書」といいます）の関係情報を新たな情報に訂正し、また記載事項の一部に訂正もしくは追加を行うため、本訂正届出書を提出するものであります。

2. 【訂正事項】

原届出書の内容は本訂正届出書の内容に変更および更新されます。

下線部分は、訂正もしくは追加個所を示します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの特色

<訂正前>

（略）

2. ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

中東・北アフリカ諸国で事業を展開する企業に投資するファンドへの投資を通じて、これらの地域への実質的な分散投資を行います。

主としてルクセンブルク籍の外国投資法人「オーシャン・ファンド・エクイティーズ MENA オポチュニティーズ」と「Amundi Funds キャッシュ・USD」に投資します。アラブ地域の企業への実質的な投資は「オーシャン・ファンド・エクイティーズ MENA オポチュニティーズ」を通じて行います。詳しくは後記「(3)ファンドの仕組み および 2 投資方針 (1)投資方針 投資態度」をご参照ください。

MENA (ミーナ) 地域とは

中東および北アフリカ地域を意味する「Middle East and North Africa」の略称で、湾岸協力会議（GCC）6カ国を中心に形成される経済圏です。

「オーシャン・ファンド・エクイティーズ MENA オポチュニティーズ」の運用は、アラブ地域への投資に精通し豊富な運用実績を有するGLG パートナーズ インターナショナル リミテッド（GLG Partners International Limited）が行います。また、「Amundi Funds キャッシュ・USD」の運用はフランスのアムンディが行います。

投資対象となるサブファンドは追加・変更することがあります。

2012年12月3日付で「Amundi Funds マネー・マーケット・USD」は、名称を「Amundi Funds キャッシュ・USD」に変更いたしました。運用の基本方針等に変更はございません。

（略）

<訂正後>

（略）

2. ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

中東・北アフリカ諸国で事業を展開する企業に投資するファンドへの投資を通じて、これらの地域への実質的な分散投資を行います。

主としてルクセンブルク籍の外国投資法人「Amundi Funds エクイティ MENA」と「Amundi Funds キャッシュ・USD」に投資します。アラブ地域の企業への実質的な投資は「Amundi Funds エクイティ MENA」を通じて行います。詳しくは後記「(3)ファンドの仕組み および 2 投資方針 (1)投資方針 投資態度」をご参照ください。

2013年6月14日付で「オーシャン・ファンド・エクイティーズ MENA オポチュニティーズ」は、その運用資産を「Amundi Funds エクイティ MENA」に移管いたしました。

MENA (ミーナ) 地域とは

中東および北アフリカ地域を意味する「Middle East and North Africa」の略称で、湾岸協力会議（GCC）6カ国を中心に形成される経済圏です。

「Amundi Funds エクイティ MENA」および「Amundi Funds キャッシュ・USD」の運用はフランスのアムンディが行います。

投資対象となるサブファンドは追加・変更することがあります。

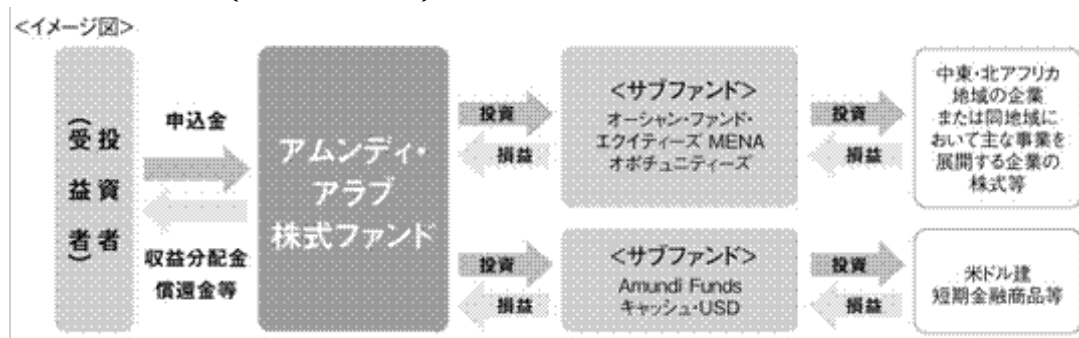
2012年12月3日付で「Amundi Funds マネー・マーケット・USD」は、名称を「Amundi Funds キャッシュ・USD」に変更いたしました。運用の基本方針等に変更はございません。

（略）

（3）【ファンドの仕組み】

<訂正前>

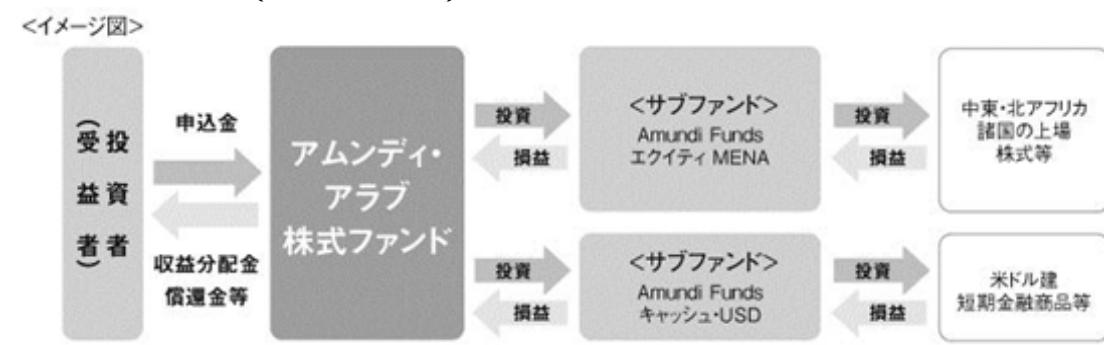
複数の投資信託証券（サブファンド）に投資するファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。



（略）

<訂正後>

複数の投資信託証券（サブファンド）に投資するファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。



（略）

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資態度

<訂正前>

(イ) 主としてルクセンブルク籍の米ドル建の外国投資法人である「オーシャン・ファンド・エクイティーズ MENA オポチュニティーズ (Ocean Fund Equities MENA Opportunities)」および「Amundi Funds キャッシュ・USD (Amundi Funds Cash USD)」(以下両ファンドを総称してまたは個別に「サブファンド」という場合があります。)の投資証券(以下「投資信託証券」といいます。)を投資対象とします。

(略)

<訂正後>

(イ) 主としてルクセンブルク籍の米ドル建の外国投資法人である「Amundi Funds エクイティ MENA (Amundi Funds Equity MENA)」および「Amundi Funds キャッシュ・USD (Amundi Funds Cash USD)」(以下両ファンドを総称してまたは個別に「サブファンド」という場合があります。)の投資証券(以下「投資信託証券」といいます。)を投資対象とします。

(略)

(5)【投資制限】

(略)

参考情報

<訂正前>

ファンドが投資する投資信託証券の概要

ファンド名	オーシャン・ファンド・エクイティーズ MENA オポチュニティーズ (<u>Ocean Fund Equities MENA Opportunities</u>)
形態	ルクセンブルク籍投資法人「 <u>Ocean Fund</u> 」をアンブレラファンドとするサブファンド、 <u>Ocean Fund Equities MENA Opportunities</u> の外国投資証券Jシェア(米ドル建)
主な投資対象	主として中東・北アフリカ諸国の企業または同地域において主な事業を展開する企業に投資します。
運用の基本方針	主として中東・北アフリカ諸国(MENA: サウジアラビア、アラブ首長国連邦(UAE)、クウェート、オマーン、カタール、バーレーン、エジプト、モロッコ、チュニジア、レバノン、ヨルダン等)の企業等に投資し、運用資産の中長期的な成長を目指して運用します。
ベンチマーク	なし
決算日	年1回、原則9月30日に決算を行います。
分配方針	運用資産から生じる利益は、ファンドの解散時まで運用資産中に留保し、分配を行いません。
買戻しの制限	買戻し請求の合計が当該請求日における投資口の総口数の10%を超える場合、アンブレラファンドの取締役会の裁量で買戻し請求の合計が投資口総口数の10%未満になるように、全ての投資主を対象に買戻し請求額を減額することができます。
運用報酬	年率1.0%以内
成功報酬	基準価額(成功報酬控除前)が、期首の基準価額から年率10%を超えて値上がりした場合、 <u>超過分の値上がり益</u> に対して15%の成功報酬がかかります。(ハイウォーターマーク方式を適用)成功報酬は、日々計上され(値下がりの場合は戻し入れされず)、計算期間終了後にファンドから控除されます。
その他の費用	ルクセンブルクの年次税(年率0.01%)の他、管理、受託、監査費用、有価証券売買委託手数料等がかかります。
買付手数料	ありません。

運用会社	GLG パートナーズ インターナショナル リミテッド（GLG Partners International Limited）
保管会社	ソシエテ ジェネラル バンク&トラスト（Societe Generale Bank & Trust）
管理会社	アムンディ・ルクセンブルク・エス・エー（Amundi Luxembourg S.A.）

アンブレラファンドとは、複数のファンドが群として構成され一体となったものをいいます。

ファンド名	Amundi Funds キャッシュ・USD (Amundi Funds Cash USD)
形態	ルクセンブルク籍投資法人Amundi Funds をアンブレラファンドとするサブファンドAmundi Funds Cash USDの外国投資証券MUシェア（米ドル建）
主な投資対象	主として米ドル建の短期金融商品等を主要投資対象とします。
運用の基本方針	主として米ドル建の短期金融商品等に投資し、運用資産の着実な成長と安定した収益の確保をはかることを目標として運用を行います。
決算日	年1回、原則6月30日に決算を行います。
分配方針	運用資産から生じる利益は、ファンドの解散時まで運用資産中に留保し、分配を行いません。
買戻しの制限	買戻し請求の合計が当該請求日における投資口総口数の10%を超える場合、アンブレラファンドの取締役会の裁量で買戻し請求の合計が投資口総口数の10%未満になるように、全ての投資主を対象に買戻し請求額を減額することができます。
運用報酬	年率0.1%以内
その他の費用	ルクセンブルクの年次税（年率0.01%）の他、管理、受託、監査費用、有価証券売買委託手数料等がかかります。
買付手数料	ありません。
運用会社	アムンディ（Amundi）
保管会社	CACEIS・バンク・ルクセンブルク・エス・エー（CACEIS Bank Luxembourg S.A.）
管理会社	アムンディ・ルクセンブルク・エス・エー（Amundi Luxembourg S.A.）

（注）各サブファンドの表示内容は本書作成日現在の情報です。今後変更になることがあります。

（注）「オーシャン・ファンド・エクイティーズ MENA オポチュニティーズ」の運用において、投資対象国での規制等により株式による投資が困難な場合、特定の企業の株式を取得する代わりに、一部スワップ等の手法を使う場合があります。

< 訂正後 >

ファンドが投資する投資信託証券の概要

ファンド名	Amundi Funds エクイティ MENA (Amundi Funds Equity MENA)
形態	ルクセンブルク籍投資法人Amundi Funds をアンブレラファンドとするサブファンド、Amundi Funds Equity MENAの外国投資証券IUシェア（米ドル建）
主な投資対象	主として中東・北アフリカ諸国の上場株式等に投資します。
運用の基本方針	主として中東・北アフリカ諸国（MENA: サウジアラビア、アラブ首長国連邦（UAE）、クウェート、オマーン、カタール、バーレーン、エジプト、モロッコ、チュニジア、レバノン、ヨルダン等）の企業等に投資し、運用資産の中長期的な成長を目指して運用します。
ベンチマーク	なし
決算日	年1回、原則6月30日に決算を行います。
分配方針	運用資産から生じる利益は、ファンドの解散時まで運用資産中に留保し、分配を行いません。
買戻しの制限	買戻し請求の合計が当該請求日における投資口の総口数の10%を超える場合、アンブレラファンドの取締役会の裁量で買戻し請求の合計が投資口総口数の10%未満になるように、全ての投資主を対象に買戻し請求額を減額することができます。
運用報酬	年率1.0%以内

成功報酬	基準価額(成功報酬控除前)が、期首の基準価額から参照指数(S&P Pan Arab Large Mid Cap)のパフォーマンスを上回った場合、超過分に対して20%の成功報酬がかかります。(計測期間は最長3年間)成功報酬は、日々計上され(参照指数のパフォーマンスを下回った場合は戻し入れされます)、計算期間終了後にファンドから控除されます。
その他の費用	ルクセンブルクの年次税(年率0.01%)の他、管理、受託、監査費用、有価証券売買委託手数料等がかかります。
買付手数料	ありません。
運用会社	アムンディ(Amundi)
保管会社	CACEIS・バンク・ルクセンブルク・エス・エー(CACEIS Bank Luxembourg S.A.)
管理会社	アムンディ・ルクセンブルク・エス・エー(Amundi Luxembourg S.A.)

アンブレラファンドとは、複数のファンドが群として構成され一体となったものをいいます。

ファンド名	Amundi Funds キャッシュ・USD (Amundi Funds Cash USD)
形態	ルクセンブルク籍投資法人Amundi FundsをアンブレラファンドとするサブファンドAmundi Funds Cash USDの外国投資証券MUシェア(米ドル建)
主な投資対象	主として米ドル建の短期金融商品等を主要投資対象とします。
運用の基本方針	主として米ドル建の短期金融商品等に投資し、運用資産の着実な成長と安定した収益の確保をはかることを目標として運用を行います。
決算日	年1回、原則6月30日に決算を行います。
分配方針	運用資産から生じる利益は、ファンドの解散時まで運用資産中に留保し、分配を行いません。
買戻しの制限	買戻し請求の合計が当該請求日における投資口総口数の10%を超える場合、アンブレラファンドの取締役会の裁量で買戻し請求の合計が投資口総口数の10%未満になるように、全ての投資主を対象に買戻し請求額を減額することができます。
運用報酬	年率0.1%以内
その他の費用	ルクセンブルクの年次税(年率0.01%)の他、管理、受託、監査費用、有価証券売買委託手数料等がかかります。
買付手数料	ありません。
運用会社	アムンディ(Amundi)
保管会社	CACEIS・バンク・ルクセンブルク・エス・エー(CACEIS Bank Luxembourg S.A.)
管理会社	アムンディ・ルクセンブルク・エス・エー(Amundi Luxembourg S.A.)

(注) 各サブファンドの表示内容は本書作成日現在の情報です。今後変更になることがあります。

(注) 「Amundi Funds エクイティ MENA」の運用において、投資対象国での規制等により株式による投資が困難な場合、特定の企業の株式を取得する代わりに、一部スワップ等の手法を使う場合があります。

4【手数料等及び税金】

(4)【その他の手数料等】

<訂正前>

(略)

ファンドが投資する「オーシャン・ファンド・エクイティーズ MENA オポチュニティーズ」および「Amundi Funds キャッシュ・USD」の本書作成日現在の運用報酬額の上限は、それぞれの投資信託財産の純資産総額に対し年率1.0%および年率0.1%を乗じて得た額となります。また「オーシャン・ファンド・エクイティーズ MENA オポチュニティーズ」には成功報酬(サブファンドの基準価額(成功報酬控除前)が、サブファンドの計算期間(10月1日から翌年9月30日)において期首の基準価額から年率10%を超えて値上がりした場合、超過分の値上がり益に対して15%の成功報酬がかかります。成功報酬は、日々計上され(値下がりの場合は戻し入れされます。)、計算期間終了後にサブファンドから控除されます。)がかかります。したがって、当該信託報酬等を考慮した場合のファンドの実質的な信託報酬率の上限は、年率2.197%(=1.197%+1.0%、国内投資

信託にかかる消費税を含みます。) + 成功報酬となり、実際の信託報酬額はサブファンドの組入状況、運用状況によって変動します。

このほか、サブファンドにおいては年率0.01%のルクセンブルクの年次税のほか、管理費用、受託費用、監査費用等がかかります。

(略)

<訂正後>

(略)

ファンドが投資する「Amundi Funds エクイティ MENA」および「Amundi Funds キャッシュ・USD」の本書作成日現在の運用報酬額の上限は、それぞれの投資信託財産の純資産総額に対し年率1.0%および年率0.1%を乗じて得た額となります。また「Amundi Funds エクイティ MENA」には成功報酬(サブファンドの基準価額(成功報酬控除前)が、サブファンドの計算期間(7月1日から翌年6月30日)において期首の基準価額から参照指数(S&P Pan Arab Large Mid Cap)のパフォーマンスを上回った場合、超過分に対して20%の成功報酬がかかります。(計測期間は最長3年間)成功報酬は、日々計上され(参照指数のパフォーマンスを下回った場合は戻し入れされず)、計算期間終了後にサブファンドから控除されます。)がかかります。したがって、当該信託報酬等を考慮した場合のファンドの実質的な信託報酬率の上限は、年率2.197%(=1.197%+1.0%。国内投資信託にかかる消費税を含みます。) + 成功報酬となり、実際の信託報酬額はサブファンドの組入状況、運用状況によって変動します。

このほか、サブファンドにおいては年率0.01%のルクセンブルクの年次税のほか、管理費用、受託費用、監査費用等がかかります。

(略)